

訪問看護ステーションかけはし

運営規定

(目的)

第1条 疾病、負傷により、在宅において継続して療養を受けている状態にあり、家庭において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要すると主治医が認めた寝たきりあるいは準寝たきり老人、難病患者、重度障害者、末期がん患者、精神障害者等に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。このことにより、在宅療養者のQOLを確保し、療養者の病状に応じた適切な看護等を提供し、家庭においてより安定した質の高い療養生活が送れるように支援することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 訪問看護サービス等の実施に当たっては、関係事業機関、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携に努め、その理解と協力のもとに適切な運営を図るものとする。
- 2 東彼杵郡医師会と密接な連携を保ち、その協力を仰ぎ在宅医療の質の向上を目指す。
 - 3 事業者は運営協議会を設置し、事業運営上の必要事項は適時協議する。

(事業者の名称)

第3条 指定訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションかけはし
- (2) 所在地：長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 1085

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 「訪問看護ステーションかけはし」に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 職種：看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、事務職員
- (2) 職員員数
 - イ) 管理者：看護師 1名
 - ロ) 訪問看護師：2.5名以上（うち管理者も含む）
- (3) 作業療法士： 相当数
理学療法士： 相当数
言語聴覚士については、必要に応じて採用する。

(4) 事務職員については、必要に応じて採用する。

2 職務内容

(1) 管理者：「訪問看護ステーションかけはし」の総括責任者として、訪問看護事業全般を総覧し、適切な訪問看護サービス等が行われるよう、主として次のような業務を行う。

- イ) 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス等及び東彼杵郡医師会等との連絡・調整
- ロ) 訪問看護事業等の厚生大臣への報告
- ハ) 主治医との連絡・協議及び訪問看護計画書、報告書の提出
- ニ) 訪問看護師等職員の管理及び教育・指導
- ホ) 訪問看護記録及び報告書の質的管理
- ヘ) 初回訪問看護時の事業内容説明及び訪問看護サービス等の実施
- ト) 利用者及び家族等への対応及び指導
- チ) 衛生材料等の衛生管理
- リ) 職員の研究・研修等の機会の確保
- ヌ) その他

(2) 訪問看護師：訪問看護サービスの実地を主体とする次のような業務を行う。

又、管理者に協力し、管理者不在の際にはその業務を補佐する。

- イ) 訪問看護サービスの提供
- ロ) 看護計画、訪問看護記録、訪問看護報告書の作成等
- ハ) 主治医との連絡及び協議（緊急時の連絡及び対応含む）
- ニ) 利用者及び家族等への対応及び指導
- ホ) 研修会等への参加
- ヘ) その他

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：主治医の指示により在宅リハビリテーションとその計画、実施記録等を行う。

(4) 事務員：管理者を補佐し、訪問看護事業の運営に係わる次の事務的業務を行う。

- イ) 訪問看護療養費等の請求事務、利用料の徴収等
- ロ) 会計事務
- ハ) 備品等の管理
- ニ) その他訪問看護等に係わる事務的業務全般

(営業日及び営業時間)

第5条 「訪問看護ステーションかけはし」の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日とする。但し、国民の祝日、8月13日～15日、12月30日～1月3日までを除くものとする。（緊急時はこの限りではない。）

(2) 営業時間：午前8時30分より午後5時10分までとする。

(指定訪問看護の実施)

第6条 訪問看護は次のような方法によって交付される主治医の訪問看護指示書に基づき、利用者との十分な協議のうえ、指示書の発行日より1ヵ月以内に実施する。

- (1) 利用者の主治医が、「訪問看護ステーションかけはし」あてに指定訪問看護指示書を交付する。
- (2) 利用者から直接「訪問看護ステーションかけはし」に申し込みがあり、主治医からの指示書がない場合は、主治医に当訪問看護ステーションあての指示書を交付してもらうよう助言する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を定め訪問看護指示書の交付を受けるよう助言する。もし、利用者に主治医の心当たりがない場合は、もよりの訪問診療可能な医師を推薦し、主治医になってもらう事を依頼するよう助言する。

(訪問看護等の提供方法及び内容)

第7条 主治医の指示書のに基づき、「訪問看護ステーションかけはし」の職員たる看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等が利用者宅を訪問し介護を主とした次のようなサービスを行い、その結果等は月に1回以上主治医に報告書を提出する。

- (1) 症状、障害等の観察
- (2) 清拭、洗髪その他身体の清潔保持
- (3) 褥瘡の処置及び予防
- (4) 体位変換
- (5) カテーテルの管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事、排泄等の日常生活の介助
- (8) 家族への介護指導と保健・福祉サービスの紹介と助言
- (9) ターミナルケア、認知症患者、精神障害の患者の看護
- (10) その他

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問看護サービス等の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合、訪問看護師等は、速やかに主治医に連絡しその指示を仰ぐとともに適切な処置を行う。

- 2 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置を行った場合、速やかに主治医及び「訪問看護ステーションかけはし」の管理者に報告するものとする。

(苦情処理の体制と手順)

第9条 利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口を設置する。

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順は次のとおりとする。

- (1) 苦情があった場合、管理者は利用者又はご家族より詳しい事情を確認する。
- (2) 管理者は、確認した苦情の内容をただちに理事長、事務長、看護部長、運営会議に報告する。
- (3) 苦情があった場合、必要に応じて検討会議（運営会議）を開催し対応方法を検討する。
- (4) 1週間以内に対応方法を決め、苦情申し立て者の了解を得る。
- (5) 速やかに問題を整理し、再発防止に努める。
- (6) 苦情の内容を記録に残し保管する。

（利用料）

第10条 「訪問看護ステーションかけはし」が訪問看護サービスを行った場合、利用者から利用料を徴収するものとする。但し、利用料に関しては、高額療養費制度、公費負担医療制度、労災保険、公害医療等の適用を受けるものとする。

訪問看護サービスを開始する前に、利用者や家族等に利用内容等を記載した重要事項説明書を交付し説明を行い、同意（記名押印）を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の実施地域は、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市、嬉野町の区域とする。

（虐待防止）

第12条 当事業所は、利用者の人権を擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

1. 目的

第一に、本指針は医療法人さざなみ鈴木病院および訪問看護ステーションかけはし（以下「当院」という。）において、虐待を受けた疑いのあるケースを早期に発見し、関連機関・行政・司法などとも緊密に連携を取り、速やかに対策を検討し実行することにより、一人でも多くの方々の健全な療養生活に寄与することを目的とする。また、第二に、本指針は当院における虐待予防・対応等を図るための必要な事項を定め、外来および入院患者の尊厳を守り、その権利を養護し、健全な生活、自立と社会参加の支援に資することを目的とする。

2. 虐待防止委員会

当院が関わる障害者虐待あるいは当院における虐待・暴力等について適切な対応を講じるための中枢的な役割を担うため、医療法人さざなみ鈴木病院および訪問看護ステーションかけはし虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置する。

3. 虐待対策推進についての基本方針

当院の職員（以下「職員」という）は障害者虐待あるいは当院における虐待・暴力等が疑われる事例に遭遇した場合には所属長または委員会に連絡する。委員会は詳細の把握に努め、必要な場合には委員の招集を行い、対策に介入する。

虐待が疑われる事例については関連機関あるいは場合によっては警察と連携を取って対応する。

4. 被虐待患者様への対応

虐待または虐待を受けた疑いがある患者、利用者を発見した職員は直ちに報告するものとする。

5. 虐待防止委員会規定

（設置）

- 1) 医療法人さざなみ鈴木病院および訪問看護ステーションかけはし（以下「当院」という。）に虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

- 2) 委員会は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待への迅速な対応および組織的な対処を行うことを目的とする。
- 2 第1項に含まれない当院で発生した虐待への迅速な対応および組織的な対処を行うことを目的とする。

（組織）

委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- 3) 院長、副院長、事務長、薬局長、看護部長、総務部長、2 階病棟看護師長、4 階病棟看護師長、3 階東病棟看護師長、3 階西病棟看護師長、リハビリテーション科長、医療福祉相談課長、訪問看護ステーションかけはし管理者

（審議事項）

- 4) 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一. 虐待を受けたと思われる被虐待患者の早期発見、早期対応に関すること
 - 二. 虐待を防止するための必要な措置および虐待に対処するための措置
 - 三. 虐待発生時の院外関係機関との連絡および連携に関すること
 - 四. 虐待に関する相談の体制整備
 - 五. 当院職員や関係者に対しての虐待に関する研修の実施および啓蒙活動
 - 六. 当院の虐待防止・対策マニュアルに関する事項
 - 七. その他虐待に関すること

（委員会の開催）

- 5) 委員会は原則として月 1 回第一月曜日に開催する。ただし、特に必要があると認められた際には、委員長がこれを開催することが出来る。
- 2 委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは関係職員を出席させ、意見を聴くことが

出来る。

- 4 委員長は委員会開催の都度速やかに議事録を作成し保管する。

- 5 虐待を防止するための定期的な研修の実施

年に2回実施する。担当者は副主任とする。

当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第13条 身体拘束等廃止に関する考え方

身体拘束等は人権擁護の点から問題があるだけでなく、患者及び利用者（以下、「患者等」）の生活の自由を制限することであり、患者等の尊厳ある生活を阻むものである。そのため、患者等の生命の危機と身体的損傷を防ぐ目的で他に代替手段がない場合以外に行うべきではない。当法人では、拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束等廃止の意識を持ち、患者等の尊厳と主体性を尊重し、環境調整や具体的なケアを追求し続けなければならない。

当事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

1 身体拘束等禁止の基準

医療サービス提供にあたって、患者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の患者等の行動を制限する行為を禁止する。

2 身体拘束等についての定義

治療・看護・介護上の危険防止のため、車椅子・ベッドからの転落予防、点滴などルート類の自己抜去防止のために体幹よく整体・四肢の抑制・ミトン・安全ベルト・ベッドの4点柵などにより体動制限をすること。薬剤による対応も含む。

※ 興奮したり、穏やかでなくなった人を落ち着かせるために鎮静の目的で向精神薬を過剰に使うことで行動を抑制することがあるが、当法人は、不眠時や不穏時の薬剤指示については、院内統一指示にて対応している。

3 身体拘束等廃止に向けた体制

1) 身体拘束等適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置する。

（1）設置目的

- ・「身体拘束等」の実施状況についての検討・確認（指針に沿って実施しているか）
- ・身体拘束等の代替案、拘束等解除に向けての検討
- ・職員全体への教育、研修会の企画・実施

(2) 身体拘束等適正化委員会の構成員

院長・副院長・事務長・看護部長・総務部長・薬局長・2 階病棟看護師長・4 階病棟看護師長・3 階東病棟看護師長・3 階西看護師長・リハビリ科長・医療福祉相談課長・訪問看護ステーションかけはし課長・管理栄養士主任・各病棟主任

(3) 身体拘束等適正化委員会の開催

- ・ 定期開催：1 回／月（第一月曜日）

委員は虐待防止委員会メンバー同様に構成し、身体拘束等を実施した場合は虐待防止委員会と同時に検討を行う。

- ・ 必要時は随時開催

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容・結果については議事録を作成・保管するほか、議事録をもって職員へ周知を行う。

やむを得ず行動を制限する場合には、「医療法人小さざなみ鈴木病院・訪問看護ステーションかけはし身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、利用者および家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、その際の利用者の心身の状態およびにやむを得ない理由及び経過について記録する。

(暴力・ハラスメントに対する対応)

第 14 条 利用者又は家族等が、事業所又は従業員に対する、暴力、暴言、威嚇（口頭によるものも含む）、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービスの提供が困難であると判断できる場合にはサービスの中止、状況改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合がある。（叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な暴言をする、叫ぶ、大声を出すなど）

(衛生管理等)

第 15 条 当事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

当事業所は、事業所において感染が発生し、又まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第 16 条 「訪問看護ステーションかけはし」は、その社会的使命を自覚し地域の信頼を得ようと努力する。

- 2 訪問看護の質の向上を目指し、看護職員等の研究・研修の機会を設け、業務体制の整備を心掛ける。
- 3 「訪問看護ステーションかけはし」の職員の服務規定は、「医療法人さざなみ」の就業規則他を準用する。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、「医療法人さざなみ」との協議により定める。

(附則)

第 17 条 この運営規定は、平成 12 年 3 月 1 日より実施する。

平成 16 年 4 月 1 日改定

平成 18 年 4 月 1 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 24 年 6 月 7 日改定

平成 25 年 2 月 1 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 5 月 1 日改定

平成 30 年 6 月 1 日改定

平成 31 年 1 月 1 日改定

令和 1 年 7 月 11 日改定

令和 2 年 5 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 21 日改定

令和 4 年 5 月 21 日改定

令和 4 年 8 月 10 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 5 月 1 日改定

令和 8 年 2 月 9 日改定